

様式第1

課長	主幹	館長	グループ員	※受付番号	第	号		
				※受付年月日	令和	年 月 日		
江南市布袋ふれあい会館利用許可申請書 令和 年 月 日 江南市長 申請者 住所 _____ 氏名 _____ 団体名称及び 代表者氏名 電話番号								
次のとおり江南市布袋ふれあい会館を利用したいので、申請します。								
利用日時	令和 年 月 日	時 分から	令和 年 月 日	時 分まで				
利用目的								
利用責任者	住所							
	氏名	電話番号						
利用場所	1 会議室(第1・第2・第3) 2 実習室 3 競技場(全・半) 4 その他()							
利用設備及び器具	品名	長 机	椅子	放送機器	プロジェクター	ホワイトボード	テレビ	ビデオ
	数量							
	品名	演 台	花 台	調理台	オーブン	炊飯器	ミキサー	冷蔵庫
	数量							
	品名	卓球台	バドミントン	インディアカ	バウンドテニス	ソフトバレー	ミニテニス	タスポニー
	数量							
	品名	その他()						
	数量							
利用人員	名							
その他必要事項								
※使用料・負担額一覧								
※使用料内訳	施設・設備	備 考						
	第1会議室	190円×	区分	+	230円=	円		
	第2会議室	190円×	区分	+	230円=	円		
	第3会議室	190円×	区分	+	230円=	円		
	実習室	340円×	区分	+	420円=	円		
※光熱水費の負担額	競技場(全・半)	700・350円×	区分	+	870・430円=	円		
	実習室調理台	80 円×	台×	区分+	100 円×	台= 円		
	競技場空調	170 円×	区分+	210 円=	円			
	※計	円						
※許可条件								

注意 ※印の欄は記入しないでください。

裏面に注意事項があります。

1. 江南市では、江南市布袋ふれあい会館の設置及び管理に関する条例第6条の規定により、公の施設が暴力団の利益となる活動に利用されることを認めておりません。
2. 利用を許可するに当たり、又は利用の許可をした後に、この申請に係る施設の利用が暴力団の利益となるかどうかについて、愛知県江南警察署長に申請者の住所、氏名、電話番号その他の申請書に記載されている情報を提供して、その意見を聴くことがあります。
3. 利用を許可した後に、当該許可に係る行為が暴力団の利益となる行為に該当することが明らかになった場合は、利用許可の取消し又は利用の停止若しくは利用許可の条件の変更をすることがあります。

下記の事項に「はい」がある場合には、ご利用をお断りする場合があります。

・会社等による営利活動、研修・会議など企業活動ですか。

はい いいえ

・宗教、会員制サービス等の勧誘活動ですか。

はい いいえ

・収入を得る目的での活動ですか。

はい いいえ

・他の利用者に迷惑を掛ける行為はありますか。

はい いいえ

・楽器などによる大きな音により近隣の方に迷惑を掛ける恐れはありますか。

はい いいえ

【注意】

上記の行為があった場合、その後の利用を取り消す場合があります。